

**熊本県告示第797号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【痴呆対応型共同生活介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
網田ケアセンターそよ風 宇土市戸口町906番地	株式会社 メデカジャパン	平成16年7月15日

**熊本県告示第798号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【痴呆対応型共同生活介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
もりのさとグループホーム きくち 菊池市大字藤田38番地1	医療法人社団直心会	平成16年7月15日

**熊本県告示第799号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成16年7月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

**【特定施設入所者生活介護】**

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
老人ホーム ふくし大夢 熊本市山ノ神一丁目4番13号	ふくし大夢有限会社	平成16年7月15日

**熊本県告示第800号**

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成16年7月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項の一部を改正する要項

熊本県少年保護育成条例第12条の3に規定する処分の基準等に関する要項（平成15年熊本県告示第700号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

第12条中「第6条の2」を「第6条の3」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条中「更に反復して」の次に「同条」を加え、「第13条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を13条とする。

第15条中「第13条」を「第12条」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

別記第3号様式中「第13条関係」を「（第12条関係）」に改める。

別記第4号様式中「第18条関係」を「（第17条関係）」に改める。

別記第5号様式中「第19条関係」を「（第18条関係）」に改める。

附 則

この要項は、平成16年8月1日から施行する。

公 告

**熊本県公告第624号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。